

協議第 19 号

健康福祉関係事業について（その 2）

健康福祉関係事業について承認を求める。

平成 21 年 3 月 2 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

健康福祉関係事業について

- 1 健康福祉関係事業のうち介護保険料について、平成 22 年度から熊本市の例に統一する。
- 2 健康福祉関係事業のうち高齢者介護用品支給事業について、熊本市の例に統一する。
ただし、植木町で認定を受け給付が決定している者については、当該要介護認定の有効期間に限り、継続するものとする。
- 3 健康福祉関係事業のうち地域包括支援センターについて、熊本市の例に統一する。
- 4 健康福祉関係事業のうちふれあいいきいきサロン事業について、当分の間、現行のとおり継続する。
- 5 健康福祉関係事業のうち次の事業については、5 年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において検討する。
 - ・ 総合健診
 - ・ 腹部超音波検診
- 6 健康福祉関係事業のうち熊本市優待証については、新市の事業として継続する。

7 健康福祉関係事業のうち診療体制・連携については、新市の北部の拠点病院として位置付け、市民病院と連携し、現在の医療機能を維持し、診療体制の改善を図る。

医師の臨時的な応援派遣については、迅速に実施し、植木病院の医師数の確保については大学等、関係医療機関に対し連携して要請等を行うとともに、一体的な経営体制の下で症例検討会や研修など人事交流等に努める。

合併協議協議項目一覧(19 健康福祉関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
国民健康保険事業の取扱い					
1	国保料(税)率等	健康福祉部会	第3回		
介護保険事業の取扱い					
1	介護保険料	健康福祉部会	第4回		
2	高齢者介護用品支給事業	健康福祉部会	第4回		
3	地域包括支援センター	健康福祉部会	第4回		
4	ふれあいいきいきサロン事業	健康福祉部会	第4回		
保健衛生事業の取扱い					
1	食生活改善事業	健康福祉部会	第3回		
2	火葬場	健康福祉部会	第3回		
3	総合健診	健康福祉部会	第4回		
4	腹部超音波検診	健康福祉部会	第4回		
各種福祉制度の取扱い					
1	緊急通報体制等整備事業	健康福祉部会	第3回		
2	障がい者社会参加促進事業	健康福祉部会	第3回		
3	熊本市優待証	健康福祉部会	第4回		
病院事業の取扱い					
1	診療体制・連携	健康福祉部会	第4回		
国民健康保険事業の取扱い					
1	国保健康づくり事業	健康福祉部会	事務局		
2	国民健康保険届出	健康福祉部会	事務局		
3	レセプト点検	健康福祉部会	事務局		
4	給付内容	健康福祉部会	事務局		
5	国保運営協議会	健康福祉部会	事務局		
6	(特)国民健康保険制度円滑化事業	健康福祉部会	事務局		
7	保険料収納員経費	健康福祉部会	事務局		
8	口座振替制度	健康福祉部会	事務局		
9	国民健康保険会	健康福祉部会	事務局		
10	納付証明等発行(国保)	健康福祉部会	事務局		
11	広域化等支援基金	健康福祉部会	事務局		
介護保険事業の取扱い					
1	介護サービス事業所	健康福祉部会	事務局		
2	介護認定調査	健康福祉部会	事務局		
3	介護保険事業計画	健康福祉部会	事務局		
4	介護保険事業状況報告	健康福祉部会	事務局		
5	介護保険推進委員会	健康福祉部会	事務局		
6	介護保険全般・財政安定化基金	健康福祉部会	事務局		
7	介護保険全般・条例・施行規則等	健康福祉部会	事務局		
8	介護保険料減免	健康福祉部会	事務局		
9	家族介護者教室開催	健康福祉部会	事務局		
10	旧措置入所者	健康福祉部会	事務局		
11	地域包括支援センター運営協議会	健康福祉部会	事務局		
12	地域密着型サービス運営委員会	健康福祉部会	事務局		
13	高額介護サービス	健康福祉部会	事務局		
14	社福減免	健康福祉部会	事務局		
15	住宅改修理由書	健康福祉部会	事務局		

16	生活管理指導短期宿泊事業	健康福祉部会	事務局		
17	地域密着型サービスの指定事務	健康福祉部会	事務局		
18	地域密着型サービスの指導監督事務	健康福祉部会	事務局		
19	通所型介護予防事業	健康福祉部会	事務局		
20	被保険者全般	健康福祉部会	事務局		
21	標準負担限度額減額	健康福祉部会	事務局		
22	福祉用具・住宅改修	健康福祉部会	事務局		
23	訪問介護利用者負担金減額	健康福祉部会	事務局		
24	訪問型介護予防事業	健康福祉部会	事務局		
25	保険料徴収	健康福祉部会	事務局		
26	家族介護者リフレッシュ事業	健康福祉部会	事務局		
27	高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
28	成年後見人等利用支援事業	健康福祉部会	事務局		
29	認知症高齢者等支援事業	健康福祉部会	事務局		
30	納付証明等発行(介護)	健康福祉部会	事務局		
31	障害者控除対象者認定書発行(要介護認定者)	健康福祉部会	事務局		
32	特定高齢者把握事業	健康福祉部会	事務局		
33	サロンリーダー養成事業	健康福祉部会	事務局		
34	介護予防サポーター養成事業	健康福祉部会	事務局		
35	介護予防啓発事業(いきいき教室)	健康福祉部会	事務局		
36	食の自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
37	特定高齢者把握 介護予防啓発事業	健康福祉部会	事務局		
38	要援護者への支援体制の構築	健康福祉部会	事務局		

消防防災の取扱い

1	災害備蓄	健康福祉部会	事務局		
---	------	--------	-----	--	--

保健衛生事業の取扱い

1	害虫駆除等公衆衛生	健康福祉部会	事務局		
2	インフルエンザ予防接種	健康福祉部会	事務局		
3	結核健診	健康福祉部会	事務局		
4	個別予防接種	健康福祉部会	事務局		
5	集団予防接種	健康福祉部会	事務局		
6	胃がん検診	健康福祉部会	事務局		
7	健康増進法に基づく健康診査	健康福祉部会	事務局		
8	健康教育	健康福祉部会	事務局		
9	健康相談	健康福祉部会	事務局		
10	健康づくり(推進員)事業	健康福祉部会	事務局		
11	健康づくり推進協議会	健康福祉部会	事務局		
12	健康手帳の交付	健康福祉部会	事務局		
13	健康まつり	健康福祉部会	事務局		
14	歯科保健推進事業	健康福祉部会	事務局		
15	子宮がん検診	健康福祉部会	事務局		
16	女性健康サポート事業	健康福祉部会	事務局		
17	大腸がん検診	健康福祉部会	事務局		
18	乳がん検診	健康福祉部会	事務局		
19	肺がん検診	健康福祉部会	事務局		
20	予防接種健康被害調査委員会	健康福祉部会	事務局		
21	医師等への謝礼金	健康福祉部会	事務局		
22	保健福祉センター	健康福祉部会	事務局		
23	保健福祉情報システム総合化	健康福祉部会	事務局		
24	食品衛生協会補助金	健康福祉部会	事務局		
25	献血推進協議会補助金	健康福祉部会	事務局		
26	在宅当番医制度	健康福祉部会	事務局		
27	食の安全安心・食育推進事業	健康福祉部会	事務局		
28	犬の登録及び狂犬病予防	健康福祉部会	事務局		
29	鳥獣飼養登録手数料	健康福祉部会	事務局		

30	野生鳥獣対策	健康福祉部会	事務局		
31	狂犬病予防法関係手数料	健康福祉部会	事務局		
32	健康福祉センター「かがやき館」管理運営事業	健康福祉部会	事務局		
33	訪問指導	健康福祉部会	事務局		
各種福祉制度の取扱い					
1	生きがい推進事業	健康福祉部会	事務局		
2	介護予防施設運営委託	健康福祉部会	事務局		
3	熊本市老人憩の家	健康福祉部会	事務局		
4	敬老祝品支給等	健康福祉部会	事務局		
5	敬老の集い	健康福祉部会	事務局		
6	高齢者技能習得センター運営委託	健康福祉部会	事務局		
7	高齢者住宅改費造助成事業	健康福祉部会	事務局		
8	高齢者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
9	社会福祉施設整備費助成事業(老人)	健康福祉部会	事務局		
10	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
11	シルバー人材センター補助金	健康福祉部会	事務局		
12	生活管理指導員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
13	ひとり暮らし高齢者訪問事業	健康福祉部会	事務局		
14	ふれあい&ヘルプ事業	健康福祉部会	事務局		
15	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会	事務局		
16	養護老人ホーム措置費	健康福祉部会	事務局		
17	養護老人ホーム入所判定会	健康福祉部会	事務局		
18	老人クラブ補助金	健康福祉部会	事務局		
19	老人日常生活用具給付等事業	健康福祉部会	事務局		
20	老人福祉センター等運営	健康福祉部会	事務局		
21	公立知的障がい者福祉施設管理運営事業	健康福祉部会	事務局		
22	障がい児支援事業	健康福祉部会	事務局		
23	障がい者ケアマネジメント	健康福祉部会	事務局		
24	障がい者住宅改造助成事業	健康福祉部会	事務局		
25	障がい者福祉センター運営事業	健康福祉部会	事務局		
26	障がい者プラン	健康福祉部会	事務局		
27	社会福祉施設整備費助成事業	健康福祉部会	事務局		
28	重症心身障がい児(者)通園事業	健康福祉部会	事務局		
29	重度障がい者支援事業	健康福祉部会	事務局		
30	重度心身障がい者医療費助成	健康福祉部会	事務局		
31	重度身体障がい(児)者日常生活用具給付事業	健康福祉部会	事務局		
32	自立支援医療(更生医療)	健康福祉部会	事務局		
33	自立支援給付(介護給付)	健康福祉部会	事務局		
34	自立支援給付(訓練等給付)	健康福祉部会	事務局		
35	心身障がい者通所援護事業補助金	健康福祉部会	事務局		
36	心身障がい者扶養共済制度	健康福祉部会	事務局		
37	身体障がい者在宅生活支援事業	健康福祉部会	事務局		
38	身体障がい者自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
39	身体障がい者相談・指導事業	健康福祉部会	事務局		
40	身体障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
41	精神障がい者支援事業	健康福祉部会	事務局		
42	精神保健対策事業	健康福祉部会	事務局		
43	精神保健対策事業(団体助成)	健康福祉部会	事務局		
44	地域生活支援事業	健康福祉部会	事務局		
45	知的障がい者自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
46	知的障がい者相談・指導事業	健康福祉部会	事務局		
47	知的障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
48	夏休み障がい児・家族支援事業	健康福祉部会	事務局		
49	補装具給付事業	健康福祉部会	事務局		
50	利用負担にかかる配慮措置事業	健康福祉部会	事務局		
51	災害弔慰金等	健康福祉部会	事務局		

52	災害見舞金等	健康福祉部会	事務局		
53	社会福祉協議会補助金	健康福祉部会	次回以降		
54	戦没者追悼式	健康福祉部会	事務局		
55	地域福祉計画	健康福祉部会	事務局		
56	民生委員・児童委員協議会	健康福祉部会	事務局		
57	行旅死亡人及び変死者の死体処理	健康福祉部会	事務局		
58	生活保護事業	健康福祉部会	事務局		
59	生活保護嘱託医	健康福祉部会	事務局		
60	地域福祉基金助成事業	健康福祉部会	事務局		
61	金婚表彰	健康福祉部会	事務局		
62	特定健康診査・特定保健指導等	健康福祉部会	事務局		
上水道事業の取扱い					
1	飲用井戸水質検査補助金	健康福祉部会	事務局		
2	飲用井戸水除去器設置補助金	健康福祉部会	事務局		
病院事業の取扱い					
1	病院設置条例・規則関連	健康福祉部会	事務局		
2	病院施設等の使用料・手数料	健康福祉部会	事務局		
3	公営企業法全部適用について	健康福祉部会	事務局		
4	財務に関する特例を定める規則	健康福祉部会	事務局		
5	診療材料及び消耗品(SPD供給システム)	健康福祉部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	国民年金に係る諸届	健康福祉部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	介護保険事業	小項目名	1 介護保険料
------	--------	------	---------

協議内容	基準額及び所得段階が違うため、どのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果 (調整方針)	平成22年度から熊本市の例に統一する。

制 度 比 較				
市 町 別 内 容	熊 本 市			植 木 町
	1.基準額 年額 55,200 円(月 4,600 円)			1.基準額 年額 55,800 円(月 4,650 円)
	2.保険料率			2.保険料率
	所得段階	対象になる方	保険料率	所得段階 対象になる方 保険料率
	第 1 段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50	第 1 段階 生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯 0.50
	第 2 段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下	0.50	第 2 段階 住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下 0.50
	第 3 段階	住民税非課税世帯で第 1・第 2 段階に該当しない	0.75	第 3 段階 住民税非課税世帯で第 1・第 2 段階に該当しない 0.75
	第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00	第 4 段階 世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税 1.00
	第 5 段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円未満	1.25	第 5 段階 本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円未満 1.25
	第 6 段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円以上 400 万円未満	1.50	第 6 段階 本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円以上 1.50
	第 7 段階	本人が住民税課税で、所得金額が 400 万円以上	1.75	
	平成 20 年度激変緩和措置の継続有無・・・有			平成 20 年度激変緩和措置の継続有無・・・有
	歳入予算			歳入予算
	平成 17 年度決算	5,580,694 千円		平成 17 年度決算 289,035 千円
	平成 18 年度決算	6,659,987 千円		平成 18 年度決算 372,966 千円
	平成 19 年度決算	6,911,239 千円		平成 19 年度決算 388,331 千円
相違点と課題	基準額及び所得段階が違うため協議が必要。			

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	介護保険事業	小項目名	2 高齢者介護用品支給事業
協議内容	対象者と支給方法が異なるため、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、植木町で認定を受け給付が決定している者については、当該要介護認定の有効期間に限り、継続するものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	対象者…在宅 介護認定で4及び5と判定された者 市民税非課税世帯に属する者 在宅において紙オムツが必要な者 対象品目 ①尿取りパッド(レギュラー、スーパー) ②はくパンツタイプの紙おむつ ③テープ止めタイプ(レギュラー、スーパー)の紙おむつ ④フラットタイプ(レギュラー、スーパー)の紙おむつ 支給方法 ①紙おむつは現物支給(1パック単位) ②1月あたり6,250円上限 実施方法…委託 ①利用者は包括支援センターに申請し、包括は市に申請書を送付する ②市は契約業者に申請書に記載されているオムツ等を配達 ③契約業者は2ヶ月分を一括して市に請求する 支出科目…委託料(地域支援事業の任意事業) 実績 H17 年度決算 7,191 千円(152 人) H18 年度決算 6,514 千円(136 人) H19 年度決算 6,505 千円(141 人)	市町村特別給付(おむつ購入費給付事業) 対象者…要介護1以上の認定を受け在宅においてオムツを使用し、町がその認定をした者。 対象品目 ①紙オムツ ②布オムツ ③尿取りパット ④オムツカバー オムツ購入費の給付の額 ・おむつ購入に要した額の100分の90に相当する額とする(ただし、1ヶ月あたりの給付額は9,000円を限度とする) 対象者は、資格認定申請書を町に提出し認定を受け、おむつ購入指定店届出書及びおむつ購入費代理受領届を町に対し提出する。 当事業は、町長が指定する町内のおむつ取扱指定店で実施する。 H17 年度決算 12,799 千円 H18 年度決算 14,256 千円 H19 年度決算 16,375 千円 平成 20 年 5 月時点利用者数(223 名)
相 違 点 と 課 題	・対象者 熊本市(要介護 4.5 の非課税世帯) 植木町(要介護1以上) ・支給方法 熊本市(現物支給) 植木町(購入費の100分の90を支給) ・支給月 熊本市(2ヶ月) 植木町(1ヶ月)	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	介護保険事業	小項目名	3 地域包括支援センター
------	--------	------	--------------

協議内容	地域包括支援センターの運営主体の取り扱いについて
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	○地域包括支援センター ・設置方法 委託 ・設置箇所 27 箇所 ・予算上の配置職員 3名 ・1 センターの年間委託料 1,500 万円 平成 18 年度決算 390,000 千円 平成 19 年度決算 390,000 千円	○植木町地域包括支援センター ・設置方法 直営 ・設置箇所 1 箇所 平成 20 年度 11 名のスタッフ 町職員 4 名(保健師 2 名・看護師 1 名・主任ケアマネ 1 名)、臨時職員等7名(主任ケアマネ 1 名・ケアマネ 2 名・社会福祉士 1 名、看護師 1 名・ケアマネ 1 名・事務職 1 名) 平成 18 年度決算 46,713 千円 平成 19 年度決算 68,749 千円 平成 20 年度予算 86,705 千円
相違点と課題	熊本市は委託であり、植木町は直営である。 現在のサービス低下をきたさないように、委託先の選定及び、行政と委託先との業務分担連携等を考慮しつつ選定まで経過措置を設定することが必要。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	介護保険事業	小項目名	4 ふれあいいきいきサロン事業
------	--------	------	-----------------

協議内容	植木町独自の事業であるふれあいいきいきサロン事業の取り扱いについて検討する。
合併協議会協議結果 (調整方針)	当分の間、現行のとおり継続する。

制 度 比 較				
	熊 本 市		植 木 町	
市 町 別 内 容	【参考】 各地域にて実施 (校区社協、自治会等) 技術的支援を社会福祉協議会、包括支援センター、保健福祉センター等で行っている。 内容:健康相談、健康体操、健康講話、季節行事、茶話会、介護予防に関する講話と実技 実績:		目的:高齢者が住み慣れた所で歩いて通える場所に集い、交流を持つことで、閉じこもりを防ぎ、要介護状態にならないように、地域で自立した生活が送れる。(1 か月 1 回～4 回開催) 場所:歩いて通える地域の公民館や個人宅 内容:茶話会、健康体操、健康チェック、介護予防教室 参加料:本人負担なし。 実施方法:現場支援は社会福祉協議会へ委託 実績: 平成 18 年度・・・開催箇所 87 参加実人数 1,364 名 平成 19 年度・・・開催箇所 101 参加実人数 1,519 名 決算 平成 18 年度・・・7,223 千円 平成 19 年度・・・7,690 千円	
	年度	箇所数	参加者数	回数
	平成 19 年度	163	16,646	693
	平成 20 年度 (9 月末)	178	10,197	760
相 違 点 と 課 題	植木町は直営の事業であり、地域に根ざし、住民からも高い評価を得ている。 平成20年度に介護予防拠点整備として、サロンを開催している地区公民館の改修(53ヶ所)を行い、サロン事業の充実と参加者の増加を見込んでいる。			

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	3 総合健診
協議内容	総合健診の実施方法等について協議		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	総合健診は実施していないが、一部、胃・肺・大腸がんについては、セット検診を実施している。 (参考) その他の個別検診 (1)検診車で言う集団検診 ①胃がん検診 ②肺がん検診 ③大腸がん検診 ④結核検診 (2)医療機関等で受診する個別検診 ①乳がん検診 ②子宮がん検診 ③女性健康サポート事業	総合健診 1. 対象者:40 歳以上 2. 実施期間:6 月(10 日間) 3. 実施場所:健康福祉センター「かがやき館」 4. 個人負担金 かがやき健診 40 歳以上 6,300 円 かがやき小町健診 40 歳代(偶数年齢) 8,600 円 40 歳代(奇数年齢) 14,100 円 50 歳以上(偶数年齢) 8,200 円 50 歳以上(奇数年齢)12,600 円 5. 委託料 かがやき健診(男女) 40 歳以上 64 歳 18,936 円 65 歳以上 20,406 円 かがやき小町健診 (女性のみ) 40 歳代 26,575 円 50 歳以上 64 歳 25,047 円 65 歳以上 26,517 円 6. 委託先:熊本県総合健康福祉センター 7. 健診内容:問診、診察、血液検査、尿検査、肝炎検査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、腹部超音波検診、前立腺がん検診、子宮がん・乳がん検診(女性) 7. 受診者数(平成18年度):1,356 人 平成17年度決算 25,329 千円 平成18年度決算 29,499 千円 平成19年度決算 30,389 千円
	相 違 点 と 課 題	植木町が実施している総合健診の中のメニューで、腹部超音波と前立腺がんを除き、各種検診やがん検診などは熊本市も実施しているが、総合健診という形では熊本市は、実施していない。

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	4 腹部超音波検診
------	--------	------	-----------

協議内容	実施方法等について協議
合併協議会協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおりに継続し、その後の取り扱いについては新市において検討する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	実施なし	腹部超音波検診 総合健診、複合健診で実施。 - 対象者:40 歳以上 - 実施期間:6 月(総合健診 10 日間、複合健診 5 日間) - 実施場所:健康福祉センター「かがやき館」 ※平成 20 年度から複合健診として、校区3～4箇所を巡回(厚生連合会に委託)し、11 月にも追加実施。 - 個人負担金: 複合健診時:40 歳～69 歳 1,100 円 70 歳以上 400 円 総合健診時は、総合健診個人負担金に含まれる。 - 委託料:3, 360円 - 委託先:熊本県総合健康福祉センター - 受診者数(平成18年度):1,627 人 (総合健診での受診者含む) 平成17年度決算 5,467 千円 平成18年度決算 6,415 千円 平成19年度決算 6,932 千円
相 違 点 と 課 題	熊本市は、腹部超音波検診を実施していない。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	3 熊本市優待証
------	--------	------	----------

協議内容	植木町の高齢者、障害者及び被爆者の方々について、どのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果 (調整方針)	新市の事業として継続する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市町別内容	高齢者、障害者及び被爆者の積極的な外出を支援し、健康で生き生きとした生活を送っていただくよう、熊本市の公共施設の入場料や市内を運行するバス・電車の利用を優待する熊本市優待証(通称:さくらカード)を交付する。 <対象者> ・70 歳以上の高齢者 ・3 級以上の身体障害者、B1 以上の知的障害者、3 級以上の精神障害者 ・被爆者手帳の交付を受けた者 バス・電車の利用にあたっては、次の割合による本人負担により、運賃に換算して 5000 円分乗車できるプリペイドカード(おでかけ乗車券)を購入し、さくらカードの提示により運賃を支払う。 ・高齢者・被爆者 → 運賃の 2 割(1,000 円) ・障害者 → 運賃の 1 割 (500 円) 平成 17 年度決算 690,361 千円 平成 18 年度決算 648,368 千円 平成 19 年度決算 631,245 千円	該当なし
相違点と課題		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	病院事業	小項目名	1 診療体制・連携
------	------	------	-----------

協議内容	診療体制及び両病院の協力体制
合併協議会 協議結果 (調整方針)	新市の北部の拠点病院として位置付け、市民病院と連携し、現在の医療機能を維持し、診療体制の改善を図る。 医師の臨時的な応援派遣については、迅速に実施し、植木病院の医師数の確保については大学等、関係医療機関に対し連携して要請等を行うとともに、一体的な経営体制の下で症例検討会や研修など人事交流等に努める。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	○熊本市立熊本市民病院 診療科22科病床数562床(一般病床550床、感染症12床)を有する地域医療の中核的な総合病院として、年間の入院患者数約17万人、外来患者数約25万人を数え、一般医療のほか高度・特殊医療を担当しながら自治体病院としての役割を果たしている。担うべき4本の医療の柱として、①周産母子期医療、②悪性新生物(がん)医療、③生活習慣病医療、④救急医療を掲げている。 〔延床面積〕(34,912.79 m²) 〔診療科目〕(22科) 内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科、麻酔科 〔外来〕 診療日 月曜日～金曜日 受付時間 初診および予約なし 8:30～11:00 再診(予約の方) 8:30～15:00 (一部11時まで) 診療時間 8時30分～上記時間内に受付を終了した患者の診察が終了するまで 休診日 土曜日・日曜日、祝祭日 12月29日～翌年1月3日まで 〔救急外来〕 24時間常時受付 ※熊本市民病院から他医療機関への医師の応援派遣については、「熊本市民病院医師の地域医療に関する診療派遣協力基準」に基づき、実施している。	○植木町国民健康保険植木病院 鹿本医療圏域における植木地区で国保直診病院として、地域に密着した地域医療提供に併せて保健(健康づくり)・福祉・介護までを総合的に提供する地域ケアシステムの拠点の役割を担っている。 〔延床面積〕(10,564.27 m²) 〔診療科目〕(7科) 内科、外科、整形外科、循環器科、リハビリテーション科、放射線科(非常勤)、脳神経外科(非常勤) 〔外来〕 診療日 月曜日～金曜日 受付時間 8:30～11:30 診療時間 8時30分～上記時間内に受付を終了した患者の診察が終了するまで。 休診日 土曜日・日曜日、祝祭日 12月29日～翌年1月3日まで 〔救急外来〕 24時間常時受付
相 違 点 と 課 題		